

大阪府知事 橋下 徹 様  
大阪府議会議長 浅田 均 様  
大阪府教育委員会委員長 生野照子 様

## 「君が代」斉唱時における起立・斉唱を義務化した大阪府条例の撤廃を求め、 9月府議会への懲戒処分条例の上程に反対する声明

2011年6月3日、橋下徹大阪府知事は、府内公立学校等での「君が代」斉唱時に教職員に起立と斉唱を義務付ける条例「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国家の斉唱に関する条例」を府知事が代表を務める「大阪維新の会」府議団の府議会過半数という数の力で強行可決させました。さらに9月府議会には、起立しない教職員を懲戒処分にし、複数回の不起立で懲戒免職とする条例を提出するとしています。

そもそも、1999年8月に国旗・国歌法が制定された当時、政府は、国旗・国歌の義務づけや尊重規定を設けることは適当でない、強制するものではない、との国会答弁を行い、同法に国旗・国家の尊重を義務づける規定を盛り込みませんでした。それは過去の歴史において、「日の丸」「君が代」がアジア周辺国への侵略戦争の象徴となっていること、さらには憲法が保障する「思想及び良心の自由」(第19条)、「信教の自由」(第20条)を侵害するものであったからです。しかしながら今回、大阪府は「君が代」斉唱時の起立・斉唱を義務化する、という大きな過ちを犯し、またこの強制に反対する教職員に対しては懲罰を行う、という更なる過ちを犯そうとしています。このことを黙視することはできません。

私共の属する日本基督教団は、過去の戦争において侵略戦争を支持し、協力するという大きな過ちを犯しました。その過ちを悔い改めるべく1967年に「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」を教団総会議長名にて告白しました。告白文中には、「…わたくしどもは、教団の名において、あの戦争を是認し、支持し、その勝利のために祈り努めることを、内外にむかって声明いたしました。まことにわたくしどもの祖国が罪を犯したとき、わたくしどもの教会もまたその罪におちいりました。わたくしどもは『見張り』の使命をないがしろにいたしました。心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを願うとともに、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、またわが国の同胞に心からゆるしを請う次第であります。…」と告白しています。

今、キリスト者が「君が代」を斉唱するということは、天皇の治世が長く続くようにと天皇を賛美することであり、キリスト者の信仰に反することです。斉唱を義務化し強制することは、明らかに「思想及び良心の自由」「信教の自由」を犯すこととなります。

今回の大阪府条例は、キリスト者弾圧と同等な条例です。キリスト者の中には大阪府の教職員もいます。キリスト者の兄弟姉妹・隣人への弾圧が始まっています。

日本基督教団大阪教区は、キリスト者である、なしに関わらず、こうした個人の「思想及び良心の自由」「信教の自由」を弾圧していく今回の「君が代」斉唱時における起立・斉唱を義務化した大阪府条例の撤廃を求めます。また、9月府議会への懲戒処分条例の上程に反対いたします。

2011年7月25日  
日本基督教団大阪教区  
総会議長 向井希夫

連絡先 日本基督教団 大阪教区事務所  
〒540-0004 大阪市中央区玉造 2-26-47  
電話：06-6761-8562 Fax：06-6761-8536